

(案)

## 造林事業請負契約書

- 1 事業名 造林事業(東俣138に2林小班 地拵作業外2)
- 2 事業場所 徳島県那賀郡那賀町海川 東俣国有林138林班に2小班
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から  
令和8年3月17日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額  
金 円也)  
〔注〕( )の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年8月4日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲） 住所 徳島県徳島市川内町鶴島239-1  
氏名 分任支出負担行為担当官  
徳島森林管理署長 一村 道明 印

請負者（乙） 住所  
氏名

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

事業内訳書

記入 番号	作業種	国有林名	林小班	面積 (数量)	単位	樹種・本数			事業期間
						スギ	ヒノキ	計	
2	地拵	東俣	138に2	2.82	ha				自 契約日の翌日 至 令和8年3月17日 筋刈筋置
2	植付	東俣	138に2	2.82	ha	4,230		4,230	自 契約日の翌日 至 令和8年3月17日 1,500本/ha
2	単木保護具設置	東俣	138に2	2.82	ha				自 契約日の翌日 至 令和8年3月17日

1. 本数伐採率は実地調査(収穫調査)の本数伐採率とする。  
2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は(本)、除伐2類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率(%)、下段はha当たりの目安伐採本数(本)である。

# 特 記 仕 様 書

1 発注者は、事業の完了に当たって、設計図書及び四国森林管理局が定める造林事業請負監督・検査要領の検査基準に適合していると認めたときは、合格と判定する。

## 2 技術提案

(1) 請負者は、提出した技術提案書（別紙）の評価項目事項を確実に履行しなければならない。なお、発注者は、請負者の責めに帰すべき事由により技術提案に不履行があると認めたときは、請負金額の減額又は損害賠償請求を行うことがあるほか、技術提案の履行状況が評価した水準に満たないと認めたときは、請負事業成績評定の採点において評価項目ごとに3点を減ずるものとする。

(2) 発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、無償で使用できるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

(3) 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業の実施方法等を指定しない部分の事業に関する請負者の責任が軽減されるものではないこととする。

## 3 技術改革等

請負者は、事業完了後、検査実施時までの間に、自ら請負事業地において実施した技術改革等に関する取組の実施状況を発注者が定める様式により、提出することができる。

## 4 生産性向上

(1) 造林事業請負実行管理基準（5 管理項目及び方法(3)(b)ア(ア)①)で定める黒板については、小黒板情報の電子的記入を行うことができる。

(2) 造林事業請負実行管理基準（5 管理項目及び方法(1)(c)ア)で定める事業日報については、発注者の定める事業日報で作成し提出すること。

## 5 無人航空機の飛行

請負者は、国有林内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」（四国森林管理局 HP 参照）を発注者に提出するとともに、無人航空機を飛行させるために入林する場合の注意事項について遵守すること。

## 6 契約時における安全指導

請負者は、発注者が行う契約時の安全指導を受けること。

請負者は、発注者が手交する「林業労働における安全衛生確保のための遵守事項等」を遵守し労働災害防止を図ること。

## 7 事故報告書

造林事業請負標準仕様書第 21 条に基づく事故報告については、以下のとおりとする。

- (1) 請負者は、事故及び労働災害が発生したときは、速やかに（原則として災害が発生した日）事実関係が明らかな範囲で発注者に報告すること。
- (2) 休業が 4 日以上の場合は、労働安全衛生規則第 97 条第 1 項の規程に基づく労働者死傷病報告（様式第 23 号）の写しを発注者に提出すること。
- (3) 休業が 4 日に満たない場合は、労働安全衛生規則第 97 条第 2 項の規程に基づく労働者死傷病報告（様式第 24 号）の写しを発注者に提出すること。
- (4) 重大な災害（死亡災害等）が発生した場合は、災害にかかる現地調査等を行うことから、請負者は調査に協力すること。

## 8 その他

- (1) 請負者は事業計画書の承諾を受けた後、事業に着手するときは、発注者の定める着手届を提出すること。
- (2) 請負者は支給材料及び貸与品の引き渡しをうけたときは、発注者の定める受領書又は借用書を提出すること。
- (3) 請負者は事業が完了または部分完了したときは、発注者の定める完了届を提出すること。

# 材 料 仕 様 書

1 この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2 材料の規格及び数量

材 料 名	品質・規格	数 量	単 位	備 考
スギコンテナ苗木	苗長35cm～65cm	4,230	本	花粉の少ない苗木（特定苗木）
単木保護具	6のとおり	4,230	セット	セット内訳は6のとおり

※作業場所ごとの数量については、事業内訳書による。

3 請負者は、2を購入した場合は、遅滞なく納品書を監督職員へ提出し、監督職員の検査に合格したものをを使用すること。

4 請負者は、2の苗木について、花粉の少ない苗木（特定苗木）を使用すること。  
なお、「生産事業者表示票」または「配布事業者表示票」を保管し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。

5 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

6 単木保護具のセット内容は下記を基本とする。

番号	名 称	品質・規格	数 量	単 位
①	ネット	設置仕様書の寸法以上（5年以上の機能維持能力がある製品、またはその実績がある製品）、非生分解性素材	1	枚
②	支柱	設置仕様書の寸法以上、非生分解性素材	1	式
③	留め具	支柱とネットを固定する金具等	1	式
④	押さえ杭	適した長さで強度を有するもの	1	式

7 材料は、この仕様書に定める品質・規格を満たすものを選定しなければならない。

6について、同等品（品質・規格が同等以上）を選定する場合は、品質・規格が同等品であることが証明できる書類を提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

(造請－9)

## 地 拵 作 業 仕 様 書

地拵作業については、造林事業請負標準仕様書第27条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は、発注者において周囲を表示、又は現地において指示した区域とする。
- 2 区域内の雑草木は、全部または植幅をできるだけ低く刈払うこと。
- 3 刈払物及び残存する末木枝条類（以下「刈払物等」という）は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう次により処理するものとする。
  - (1) 筋 置
    - ア 植幅、筋置幅の基準は次のとおりとするが、現地の実状により、これにより難しい場合は監督職員の指示によること。

植 幅 2.50 m	筋置幅 1.50 m
------------	------------
    - イ 刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。
    - ウ 植幅、置幅については、（1）アの植幅又は、監督職員の指示した植幅の20%以上減にならないもの又は置幅の20%以上増にならないこと。
  - (2) 枝条存置
    - ア 刈払物のうち不安定な状態のものは、枝払い又は適宜の寸法に切断して、できるだけ地表面に密着するよう存置する。
    - イ 刈払物が特に多い箇所は、植付に支障のないよう一部筋置を併用し、局部に集積することのないよう留意すること。
  - (3) 線 地 拵
    - ア 植筋線の刈払物等は、地上20 cm以上ある場合植筋線外に片寄せる。この場合、不安定なものは、枝払い又は適宜の寸法に切断するなどの処置を講ずること。

（注）植筋線とは、等高線沿いに通常歩行できる程度のものである。
  - (4) 上記作業方法別区域については、監督職員が現地において図面に基づき指示するものとする。
  - (5) 指示区域について、特定仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施するものとする。

(造請－13)

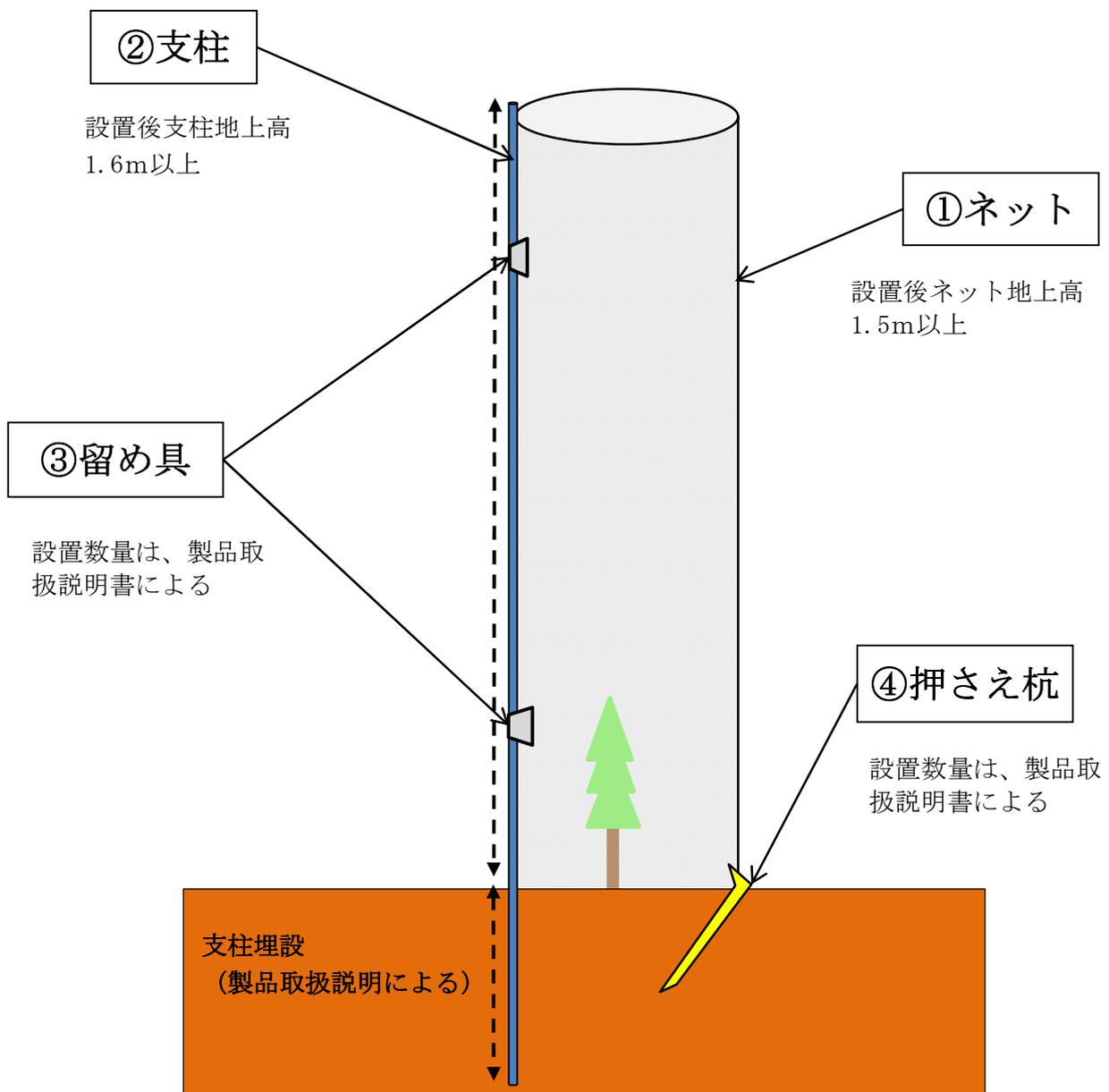
## 植付作業仕様書（コンテナ苗植栽）

植付作業については、造林事業請負標準仕様書第28条によるほか次のとおりとする。

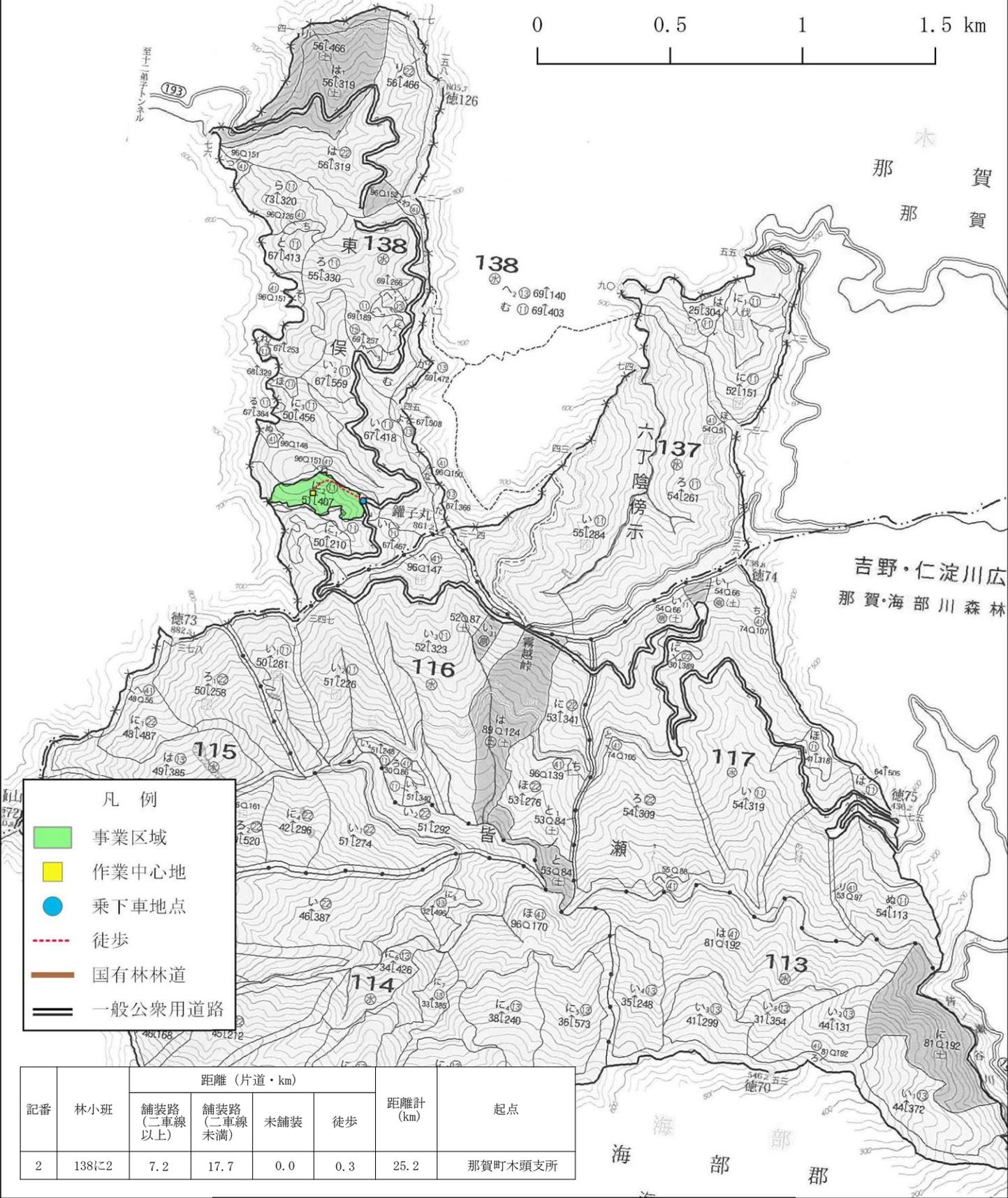
- 1 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。
  - (1) 植付本数 ha 当たり 1,500 本
  - (2) 列間距離 2.00 m 苗間距離 3.40 m
  - (3) 植穴の大きさは、植え付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着する大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が2cm程度深くなる深さとする。
- 2 前項基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。
- 3 植付地点を中心として四方の落葉、雑草等の地被物を取り除き、第1項の大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- 4 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないように土を入れるなどの処置を講じ、地表面より2cm程度深く垂直に植付けること。
- 5 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。
- 6 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。
- 7 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。
- 8 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせず、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。
- 9 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。
- 10 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。
- 11 この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

## 単木保護具設置仕様書（ネットタイプ）

- 1 現地において表示または、指示した区域の植栽木に材料仕様書で定める単木保護具を設置すること。
- 2 支柱は、地面に打ち込み、しっかりと固定すること。
- 3 ネットは、真っ直ぐかぶせるとともに、地面とのすき間ができないように杭を打ち込むこと。
- 4 留め具を用いて支柱とネットを固定すること。
- 5 材料使用日誌に各人の設置本数を設置日毎に記録し、監督職員の要求に応じて提示するとともに、作業完了後は発注者に提出すること。
- 6 設置については、購入メーカーの製品取扱説明書等を参照すること。
- 7 この仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施すること。



造林事業（東俣138に2林小班地拵外2）区域位置図  
 徳島県那賀郡那賀町海川 東俣国有林138林班に2小班



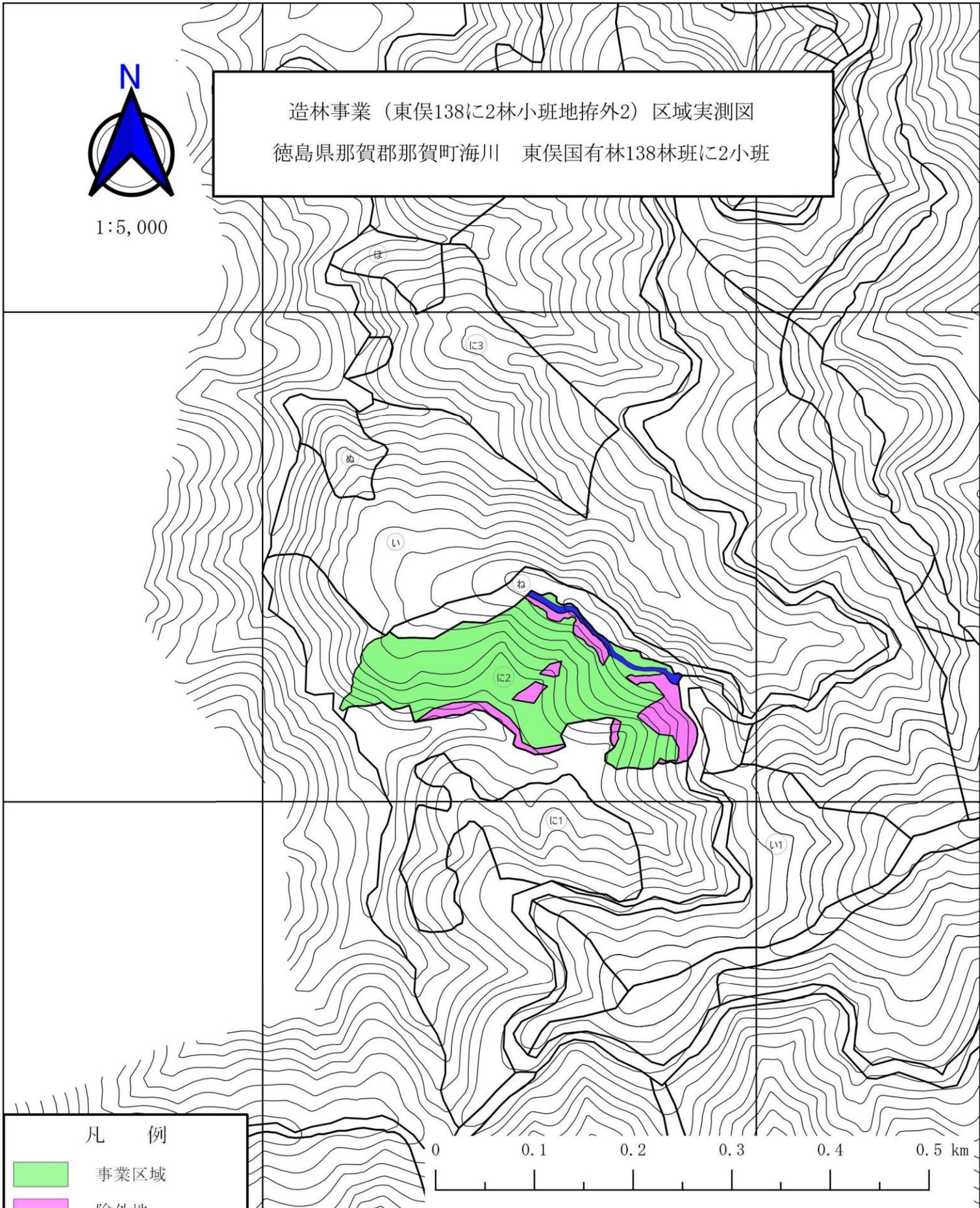
- 凡例
- 事業区域
  - 作業中心地
  - 乗下車地点
  - 徒歩
  - 国有林林道
  - 一般公衆用道路

記番	林小班	距離 (片道・km)				距離計 (km)	起点
		舗装路 (二車線以上)	舗装路 (二車線未満)	未舗装	徒歩		
2	138に2	7.2	17.7	0.0	0.3	25.2	那賀町木頭支所



1:5,000

造林事業（東俣138に2林小班地拵外2）区域実測図  
 徳島県那賀郡那賀町海川 東俣国有林138林班に2小班



凡 例

	事業区域
	除外地
	一般公衆用道路
	国有林林道
	既設森林作業道 (ホイールタイプ)
	既設森林作業道 (クローラタイプ)

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積 (ha)	控除面積		請負面積 (ha)	備 考
					作業道 (ha)	除地 (ha)		
2	東俣	138に2	地拵	3.50	0.10	0.58	2.82	筋刈筋置
2	東俣	138に2	植付	3.50	0.10	0.58	2.82	スギコンテナ苗木 4,230本
2	東俣	138に2	単木保護具設置	3.50	0.10	0.58	2.82	4,230本